

(案)

## 三島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整 に関する条例【改正の概要】

	改正後		改正前
	高さ15m超 (※1)	高さ15m以下	
標識の設置	60日前まで	45日前まで	45日前まで
建築計画の説明	45日前まで	30日前まで	30日前まで
説明の方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築主に近隣関係住民への説明会の開催を義務付けます。(※2)</li><li>・説明会の開催日の7日前までに、日時、場所及び目的について近隣関係住民への通知を義務付けます。</li><li>・説明会は建築主（法人のときは、代表者または社員）の出席を義務付けます。</li></ul>		(説明会の開催を求められたときは、これに応じるものとする。)
勧告・公表	<ul style="list-style-type: none"><li>・標識の設置をしない者や住民に説明しない者に加えて、説明会の開催が義務付けられている場合に説明会を開催しない者に対しても勧告・公表することができることとします。</li></ul>		

※1 中高層建築物の高さが15mを超える場合には、建築主は、確認申請をしようとする日または確認申請前に必要な建築基準法等に規定する許可・認定を受けようとする日（以下「建築確認等」という。）の60日前までに、建築計画について標識の設置が必要です。また、建築確認等の45日前までに、建築計画について近隣関係住民への説明が必要です。

※2 説明会の開催義務を免除する場合について、規則で定めます。

また、建築計画に変更があった場合も説明会の開催を義務付けます。

ただし、上記と同様に開催義務を免除する場合について、規則で定めます。